

「12月人権月間ポスター」のデザイン・版下作成の企画編集業務に係る委託業者選定プロポーザルについての質問に対する回答

No.	質問	回答
1	<p>(仕様書 3 委託内容 (1) 委託内容)</p> <p>ポスターにロゴを掲載する旨が記載されているが、ロゴの内容とサンプルをご教示ください。</p>	<p>ロゴ有のポスターデザインについては、以下①～④のロゴの全部又は一部を掲載していただきます。</p> <p>① 広報板用であることを示すマーク</p> <p>「</p> <p>③ 京都市ロゴ (左、または右の SDGs バージョンのどちらか1つ)</p> <p><京都市ロゴ></p> <p> 京都市 CITY OF KYOTO</p> <p> SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>京都市 CITY OF KYOTO 京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。</p>

		<p>④ ごとみちゃんロゴ</p> 
2	<p>(仕様書 4 その他 (3) 受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと)</p> <p>使用权、肖像権を確認し、有償で仕入れたストックフォトやモデル撮影などによる写真素材は、本事案：「12月人権月間ポスター」にのみ、使用の許可を取るものである。</p> <p>なので、この、使用权、肖像権を確認した写真素材を、他の、案件で、転用することはできない。</p> <p>つまり、(3)は、遵守が難しいがその理解でよいか。</p> <p>ただ、「12月人権月間ポスター」をチラシに転用といった、「12月人権月間」のPRのための、副次産物として転送する場合は、可能と判断しているが、「転用」とは、この範囲を超えないものであるか。</p>	<p>仕様書 において、日付・ロゴ・番号等無の「デザインのみ」の納品を指定しており、その他(1)内で「(次年度以降も本市が使用・加工・加筆できる。)」こととしています。</p> <p>今回のポスターデザインは、次年度以降の12月の人権月間でも使用するほか、当室発行の人権情報誌「きょう☆COLOR」や冊子、チラシ、ホームページ等に掲載することを想定しています。</p> <p>また、デザインにもよりますが、「12月」「人権月間」「広報番号」等の文字データを除いた提案デザインのみの人権啓発用の汎用デザインとして、人権月間以外に利用することも想定しています。</p> <p>ただし、人権啓発以外の目的には使用しません。</p>

<p>3</p>	<p>(実施要領 4 手続き等 (1) 提出資料及び提出部数)</p> <p>「デザインのコンセプト等を説明する書面」</p> <p>「自社の人権尊重(SDGs を含む)に係る取組の資料等」</p> <p>「実施体制・スケジュール」</p> <p>これら 3 種の提出書類があるが、一つの冊子書類としてとりまとめて提出してもよいか。</p>	<p>「デザインのコンセプト等を説明する書面」「自社の人権尊重(SDGs を含む)に係る取組の資料等」「実施体制・スケジュール」の内容が含まれていれば、一つの冊子書類として、取りまとめて提出しても差支えありません。(様式自由)</p>
----------	--	---